

# 農業委員会だより

No. 23 2016年11月発行

編集/発行 本別町農業委員会

会長 山西 輝美

本別町北2丁目4番地1 TEL22-8125

## 活動報告

### 農業者年金の加入推進活動

昨年(2015)年の11月～2月に、農業者年金の加入推進活動を行いました。未加入者のうち、後継者や女性の方を中心に取り組みをした結果、新たに23人の方に加入していただきました。このうち、女性の新規加入者数が10人と、約半分の実績となりました。これも、昨年農業委員が加入するメリット等を説明したことで、多くの皆様にご理解をいただいた結果だと思えます。

若いうちは年金などあまり意識しないものですが、39歳までであれば政策支援を受けること



↑推進活動の一環として行った戸別訪問

ができ、将来に向け張り合いを持つ事に繋がっていくと思います。それが、若手経営者と家族が安心して働いていける環境づくりにもなると思っています。まだ加入されていない方も、加入を考えてみませんか。

### 農地パトロール

農地パトロール(農地利用状況調査)を8月30日に実施しました。農地法第30条に基づき、農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止及び早期発見を目的に、例年全農業委員と事務局により町内全域を対象にパトロールしています。

この日は、雨まじりの中3班に分かれ、要確認農地を中心に巡回しました。改善の必要があると思われる農地の所有者に対してはその後指導を行いました。優良農地を確保すべく、委員も日頃の通常業務として担当地区内農地を努めて確認しておりますが、全農地を確認するには限界があります。農地所有者、耕作者のご理解なくして優良農地の維持はできません。今後ともより一層のご協力をお願いいたします。

平成29年度からは、遊休農地に係る農地固定資産税の強化が実施されます。委員会として、今後とも農地の利用状況の確認を強化していきたいと思えます。



→農地パトロールの様子

### 新たな農業委員会制度

平成28年4月1日から改正法が施行されています。

本別町農業委員会は、平成29年7月の改選から新制度が適用されます。したがって、現在農業委員会において、新制度への対応、条例改正の内容などについて、農業振興部会が担当部会として準備を進めています。

### 〔新制度の主なポイント〕

- ① 農業委員の公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する。
- ② 農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を設置。(一定の要件を満たせば設置しなくても可)

### 〔農業委員の選任方法〕

- ① 市町村長が公募する
- ② 市町村長は公募の結果を整理し公表する
- ③ 市町村長は公募の結果を尊重して選任案を作成する
- ④ 市町村議会に同意を求める
- ⑤ 市町村長が任命する

これらの流れを踏まえて、現行条例や規則の改正、制定が必要となっており、現在検討中です。

# ソーラーパネルは簡単に設置できませんよ！



農地を住宅や倉庫、資材置場等にするにはその農地を転用する必要があり、農地法の許可を受けなければいけません。中でも、ソーラーパネルを建てるには住宅や倉庫等を建てるよりも厳しい制限があります。今回はソーラーパネルを建てる場合について説明します。

## ソーラーパネルを建てるには

基本的に、ソーラーパネルを建てるための農地転用はできないことになっています。ただし、売電目的でなく農業用施設への送電目的の場合、一部許可が下りる場合があります。どのような基準で判断されるかは、下記の基準表を参考にしてください。

近年農地に支柱を立て、その上部空間にソーラーパネルを設置し営農を継続するやり方が出てきています。これを営農型発電設備と言います。このやり方でのメリットは次の2点です。

- ①農地を潰さずに継続して収穫可能
- ②支柱の部分のみの転用なので、通常のソーラーパネルへの転用より許可が下りやすい  
ただし、この方法でソーラーパネルを建てた場合、次のようなデメリットもあります。
- ①その農地で収穫された農作物の収量や品質等について農業委員会へ報告しなければならない
- ②支柱部分の転用については、永久転用ができず一時転用のみとなっており、期間満了の場合は再度申請する必要があります

## 農地区分と許可方針

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準(農地区分)に応じて、次により転用の可否が判断されます。

農地区分	要件	転用許可の方針	太陽光発電の許可方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可	原則不許可 ただし、売電目的でなく、農業用施設への送電目的なら許可
第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団農地(10ha以上)</li> <li>・農業公共投資対象農地</li> <li>・生産力の高い農地</li> </ul>	原則不許可 ただし、土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合は許可	原則不許可
第2種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地</li> <li>・市街地として発展する可能性のある農地</li> </ul>	第3種農地に立地困難な場合等に許可	原則不許可 ただし、農業用施設への送電目的なら許可
第3種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市的整備がされた区域内の農地</li> <li>・市街地にある農地</li> </ul>	原則許可	原則許可

※これはあくまで基本的な基準ですので、実際は許可であったり不許可であったりすることがあります。事前に農業委員会へ相談してください。

詳しくは「農業委員会」までお問い合わせください。 TEL22-8125

「仲間と楽しくチーズ作り」

拓農 太田 良子さん



平成24年12月、チーズの知識がある友人に声を掛けてもらったことがきっかけで、熟成タイプのゴータチーズを作り始めました。それまでに、フレッシュタイプ(モッツェラチーズやストリングチーズなど)は作ったことがあったけれど、まさか熟成タイプのチーズを作ることができるとは思っていなかったのです。3ヶ月後に出来たチーズをカットして食べた時は、ただただ、「凄いー」という気持ちでした。

本別の道の駅の隣にある、「本別町農産物ものづくり館・ゲンキキッチン」では、私たちの他にも何組かのチーズを作っているグループがあります。私たちは「OCC(美味しい、クッキング、クラブ)」というグループで活動しており、毎月1回、チーズが好き、お喋りが好きな面々が集まって、ゴータチーズやモッツェラチーズ、ストリングチーズなどを作っています。チーズの材料は、牛乳(生乳)と



作業風景



モッツェラチーズ

スターター(乳酸菌)、レンネット(凝乳酵素)と塩です。牛乳の殺菌温度や一定に保つ温度は、天気や室温、はたまた自分たちのその日の予定などによって微妙に変え、また、その日の最終作業であるプレス(圧搾)作業の回数を極力減らすことで、作業時間の短縮や、効率化を図っています。

私たちのグループのモットーは、「無理なく、楽しく、美味しいものを作る」なので、多少の邪道には目をこむり、最終的に美味しいチーズが出来ればそれで成功という考えが、今まで続けてこられた秘訣だと思っています。

作ったチーズを知人、友人に渡すと、まず驚いてくれるのが楽しいです。味は、人それぞれの好みがあるので、そこは深く追求しません。なにより、うちの牧場で産まれて育てた牛から搾った牛乳から出来たチーズを人に贈れることが楽しくて、ある人から「仕事を生かした趣味を持っていて凄いな。」と言ってもらえたことが嬉しかったのを覚えています。

チーズを作る日は、気心の知れた楽しい仲間と1日中存分に喋って、笑って、チーズ作りを楽しんで……そんな時間をもらえる家族に感謝しながら、今後も続けていけたらと思っています。



ゴータチーズ

～39歳までの皆様へ

# 農業者年金の 政策支援加入で 将来の安心を!



## 政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

### 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	-



農業者年金への加入・相談等については、JA本別町管理部企画課もしくは農業委員会へお問い合わせください。

農業委員会 TEL 22-8125

### 編集後記

今年、6月以来の多雨・天候不順と8月の4つの台風7、11、9、10号の影響で、各作物成育不良、畑の土砂埋没をはじめ、道路、水路等への被害が町内各所で見られました。

これまで、冷害で小豆などがほとんど収穫できなかったこともありましたが、今年のように全ての作物が「不良」「きわめて不良」となった年は経験がありません。農業とはこんなこともあるとはわかっていたつもりですが、さすがに今回については受けたダメージは大きなものとなっています。仲間と励ましあひながら、来年の営農に繋がってきたいと思っています。

今号でもお知らせしていますが、農業委員の選出制度ががらりと変わります。新たな制度の下でも、本別町農業委員会が本町の農地と農業に大きな責任の一端を担うことには変わりなく、農家の皆さんの声を受け止めながら、農地を守る活動を行うことが使命です。

広報委員 阿保 静夫